

議案第 53 号

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部改正について

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

2 改正内容

法の一部改正に伴い、用語の定義の追加、引用する規定の改正等所要の改正を行う。

・用語の定義の追加（第２条関係）

次の用語について、定義を追加する。

（５）特定個人番号利用事務

（６）利用特定個人情報

・引用規程の改正（第４条関係）

①旧：法別表第２の第２欄に掲げる事務

新：特定個人番号利用事務

②旧：同表の第４欄に掲げる特定個人情報

新：利用特定個人情報

3 附則規定

（施行期日）

公布の日から施行する。

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 (5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 (個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長及び日野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができ、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合、この限りではない。 4 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 (個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長及び日野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができ、ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合、この限りではない。 4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。